

生徒及び教職員が学校内の施設・備品を破損したときは、次のように対応処理する。

1 対応基準

次のように原則としての基準を設定するが、状況により、学校長の判断で決定する。

- (1) 学校管理下で正常な教育活動中での破損……全額学校負担とする。  
休み時間、部活動等のふざけでの破損……聞き取りの上、状況によっては一部個人負担となることもある。
- (2) 故意による破損……全額個人負担  
※(1)のふざけでも、故意に近い場合は、(2)を適応する。
- (3) その他……その都度、協議して負担の有無を決定

<対応のフロー>

- 1 事故発生  
↓ (生徒による申し出、教職員による発見)
- 2 教職員による関係生徒から事故の聞き取り  
↓ (故意か、不注意(自然)か状況の聞き取り)
- 3 必要に応じて生徒への指導  
↓ (ここでは、生徒には弁償の有無は言わない)
- 4 管理職、生徒指導部長、事務職員で修理に関する協議  
↓ (生徒指導面、財務的な観点)
- 5 保護者へ連絡  
↓ (弁償することになったら、保護者に伝える。)  
(必要に応じて保護者に破損した物品を確認してもらう。)  
(生徒には、保護者と確認 金銭的なことを伝えて負担をかけさせない。)
- 6 修理・弁済 実行